

# ブリタニー・メイナードさんの死に際して

—— 尊厳死問題を考える ——

蓮見高円

亡くなられたブリタニー・メイナードさんに謹んで哀悼の意を表します。

## 《始めに》

平成二十六年十一月一日、アメリカのオレゴン州で、ブリタニー・メイナードさんと言う女性が、二十九歳で「尊厳死」しました。

彼女は、尊厳死をする為に、尊厳死が合法であるオレゴン州に移住するしかなかった為、尊厳死法を広める活動を行っている尊厳死支援団体「コンパッション・アンド・チョイス」に参加し、尊厳死の合法化拡大を求める活動の一環として、「十一月一日に尊厳死をする」と予告した動画をYouTubeで公開しました。

このことに関し、アメリカはもとより、世界中で様々な議論が起きました。日本でも、ヤフーの「意識調査」で、「日本でも尊厳死を認めるべき?」という質問に対し、回答者十三万九七二六票中、実に八四%が「認めるべき」と回答しています。ネット上の掲示板などでも、「個人の意思を尊重すべき」という論調のコメントが多数みられました。またその一方で、「いのちを故意に消滅すべきではない」との意見もありました。

さて、この問題に対して、私たち仏教の僧侶はどう考え、どう対処したらいいのでしょうか。

また日本でも、尊厳死を合法化すべきなのででしょうか。

## 《論点の絞り込み》

日本で尊厳死・安楽死と言えば、過剰な延命措置により「死ねない」状況にある患者に対し、過剰な延命措置を拒否することで、自然の経過によって亡くなるようにすることをイメージする方が多いかと思えます。

しかし、「尊厳死」や「安楽死」と言った時に、論者によって想定する意味や内容が大きく異なることがしばしばあります。例えば、苦しむ患者を見かねて、死期を早めると承知の上で鎮痛剤を打つ、あるいはもっと積極的に致死薬を投与する場合も安楽死と呼ばれます。古くは、ナチスドイツが行った、精神病患者などを国家の足手纏いとなる無価値の生命として七万人以上を虐殺したT4作戦も安楽死と呼ばれています。極端な例では、健康な若者が自殺するのを幫助することまで安楽死と呼ぶ人が居ます。

これらを分類する多数の視点が考えられます。例えば、次の二軸で三段ずつに分ければ、九種類に分類できます。死を選択するのが、①自発的（本人の意志）、②非自発的（他者による本人の意思の推測）、③本人の意思を無視した他者による強制。

死に至らしめる行為が、(i) 積極的、(ii) 消極的（不作為によって死に至らしめる）、(iii) 間接的（別の意図を持った行為が結果的に死に至らしめる）。

- ① (i) 自発的積極的↓本人の意志による致死薬の投与など（安楽死）
- ① (ii) 自発的消極的↓本人の意志による延命措置の不開始または中断による安楽死（尊厳死）
- ① (iii) 自発的間接的↓本人の意志による緩和治療の結果としての寿命短縮（緩和ケアなど）
- ② (i) 非自発的積極的↓本人の意思が分からない場合の致死薬の投与など（慈悲殺）

- ② (ii) 非自発的消極的↓本人の意思が分からない場合の延命治療の停止（脳死など）
  - ② (iii) 非自発的間接的↓本人の意思が分からない場合の緩和ケア（セデーションなど）
  - ③ (i) 強制的積極的↓T4作戦、優生思想など
  - ③ (ii) 強制的消極的↓治療の放棄など
  - ③ (iii) 強制的間接的↓鎮痛剤の強制投与など
- 他にも、死に至らしめる手段を、本人が行う場合、他者の補助により本人が行う場合、他者が行う場合などで分類する事もできます。

あるいは、安楽死を選択する動機が、肉体的苦痛による場合、精神的苦痛による場合、介護者の負担の軽減などを目的とする場合などで分類する事も出来ます。

このように、尊厳死・安楽死問題は、その時々や場合に依じて、様々な意味をもって語られており、一つの問題と  
言うよりも、「問題群」として扱う方が適当と考えられます。

本発表では、限られた時間である為、問題をメイナードさんの場合に絞りたいと思います。

## 《メイナードさんの場合》

彼女は、平成二十六年一月に脳腫瘍と診断され、開頭手術を受けたものの病状は悪化、同年四月に余命半年と宣言されました。彼女は当初、ホスピスで緩和治療を試みましたが、「苦痛を緩和させる治療であってもモルヒネが効かない痛みもあるし、何より脳腫瘍の影響で私が様々な人格に変化して言語、認知、運動機能障害に苦しむ可能性があるから」との理由で、治療を断念しました。そして、余命六カ月未満で責任能力がある成人の末期患者が医師の処方  
で薬を自己投与して自殺することが認められているオレゴン州に移住しました。その後彼女は、予告通り平成二十六

年十一月一日に医師が処方した致死量を超える鎮痛剤を自ら服用し、亡くなられました。

以上より、メイナードさんは、自らの自発的な意志で、医師の補助を受けて自らの手により、積極的に寿命を縮めて、亡くなられている事がわかります。よって本発表では「自発的かつ積極的かつ自らの手によって行う場合」に問題を絞りたいと思います。

## 《彼女の行為は尊厳死なのか》

そもそも、メイナードさんの行為は、尊厳死なのでしょうか？新聞などでは、「尊厳死」と表記する記事が多数ありましたが、日本尊厳死協会は、次のように述べています。

日本尊厳死協会は、尊厳死を「不治かつ末期の病態になったとき、自分の意思で延命措置を中止し、人間としての尊厳を保ちながら迎える死」と定義している。尊厳死は自然死と同義語で、協会の立場からメイナードさんのケースは明らかに尊厳死ではない。  
<http://www.songenshi-kyokai.com/messages/topics/210.html>

Q. 【尊厳死と安楽死】尊厳死とは安楽死とどう違うのですか。

A. 尊厳死は、延命措置を断わって自然死を迎えることです。これに対し、安楽死は、医師など第三者が薬物などを使って患者の死期を積極的に早めることです。どちらも「不治で末期」「本人の意思による」という共通項はありますが、「命を積極的に断つ行為」の有無が決定的に違います。協会は安楽死を認めていません。

わが国では、いわゆる安楽死は犯罪（違法行為）です。ただ一定の要件を備えれば違法性を阻却できるといって司法判断は出ています。山内事件の名古屋高裁判決（一九六二年）の安楽死六要件や東海大付属病院事件の横浜地裁判決（一九九五年）の四要件です。しかし、日本社会には安楽死を認める素地はないと言ってよいで

しょう。

[http://www.songenshi-kyokai.com/question\\_and\\_answer.html](http://www.songenshi-kyokai.com/question_and_answer.html)

この様に日本尊厳死協会では、尊厳死と安楽死を、積極的か消極的かで分類し、消極的な安楽死のみを「尊厳死」と定義しています。メイナードさんの場合、積極的に致死量の鎮痛剤を服用しているため、日本の定義では、尊厳死ではなく、安楽死である事になります。よって、本発表では以後、メイナードさんの行為を、安楽死と表記します。

## 《ローマ法王庁の反応》

次に、議論が活発になった原因の一つ、ローマ法王庁（バチカン）の反応を確認しましょう。

バチカン 『生命アカデミー』会長が、尊厳死を批判

末期がんで余命半年を告げられた米国人女性ブリタニー・メイナードさん（二九）が十一月一日に予告通り安楽死を選んだ問題で、バチカン（ローマ教皇庁）『生命アカデミー』のクラスコ・デ・パウラ会長は四日、「人を裁くのではないが、行為は批判されるべきだ」「尊厳とは、自ら人生を終わらせることは違う」として、メイナードさんの選択を批判した。『生命アカデミー』は、バチカンで生命倫理問題を担当している。

<http://cjeski.exblog.jp/>

デ・パウラ会長は、イタリアのANSA通信とのインタビューで「この女性は尊厳を保って死にたいと考えたのだろうが、それは間違いだ」と主張。「自殺は悪いことだ。なぜなら自殺は、生命を否定し、世界や自分を取り巻く人々に対する私たちの使命に関してすべてを否定する行為だからだ」と述べた。

<http://blog.livedoor.jp/zscj/archives/51877250.html>

この様に、バチカンは彼女の行為を自殺であると断じ、「自殺は神の与えた命を損なうものであり、罪である」と、メイナードさんを批判しています。

この様に今回の問題では、メイナードさんが安楽死を「積極的に」行った事が大きな問題点となっています。

## 《仏教ではどう考えるか》

浄土真宗本願寺派教学伝道研究センターによれば、原始仏典、大乘仏典をさかのぼり、自殺に関連する仏典の記述を数百か所にわたり調査した結果、『釈尊は自殺について価値判断していない。仏典は、ぎりぎりのところまで「生きていてほしい」と呼びかける一方、自殺そのものについては、良いとも悪いとも語っていない。釈尊の時代には、正面から自殺の問題に向き合っていた。是非論ではなく、当事者の苦しみを受け入れていくことこそがテーマとされていた。』(<http://www.abauone-net.jp/kenri/report3.html>)と報告しています。

具体例として、「病あつきヴァツカリ（相應部二二・八七）」の記述を見てみましょう。

長者ヴァツカリは、陶器づくりの者の家で、病にふし、困苦し、重病であった。（中略）

「師よ、わたしにはしんぼうができません。元氣もございません。強い痛みが増して、薄らぎはしません」（中略）

「ヴァツカリよ、ではおまえ、まさか自ら戒律に対して責めを負うようなことはないだろうね」「師よ、私は自ら戒律に対して責めを負うようなことはございません」（中略）

「ヴァツカリよ、ものは、永遠に不変のものなのか、無常なのか、おまえはこのことをどう考えるか」「師よ、無常です」

「感受、想念、因果的存在、心は永遠に不変なのか、それとも無常なのか」「師よ、（それらはすべて）無常なものです」（中略）

そこで、世尊は長老ヴァツカリにこの教訓を与え終わって席をお立ちになり、ギッジャクータ山に向って行かれた。(中略)

おそばに立ったひとりの鬼神は、世尊に次のように申し上げた。

「師よ、ヴァツカリ比丘は解脱したいと考えています」

さて世尊はその夜が過ぎてのち、比丘たちに呼びかけられた。

「比丘たちよ、あなたがたはヴァツカリ比丘のところへいきなさい。行ってヴァツカリ比丘に次のように伝えなさい。『中略』ヴァツカリよ、おそれるな。おまえの死は罪に汚れてはいない。罪なくして臨終を終えるであろう』と」(中略)

長者ヴァツカリは、この比丘たちが出てゆくや否や刀を取り出した。(中略)

世尊は遠くから、長者ヴァツカリが寝台の上に身体をふせて横たわっているのをご覧になった。(中略)

「比丘たちよ。善男子ヴァツカリは、その魂がどこかに止まることなく、完全な涅槃に入ったのである」

バラモン教典・原始仏典 中央公論社

このように、釈尊はヴァツカリ尊者が病苦を理由に自殺することを知らされても、事前に彼の修行の成果を確認していたため、自殺を止めることなく、ヴァツカリ尊者に対して「おまえの死は罪に汚れてはいない」と述べています。

また、ゴーデイカ尊者の自殺の記述を見てみましょう。

さてゴーデイカ尊者は、熱心に精勵し、修行につとめていたが、精神統一にもとづく心の解脱に達した。ところが、精勵し、修行につとめていたが、精神統一にもとづく心の解脱から退いた。(中略) 七たびゴーデイカ尊者は、熱心に精勵し、修行につとめていたが、精神統一にもとづく心の解脱に達した。

そこでゴードイカ尊者はこのように思った、――「私は六度までも、精神統一にもとづく心の解脱から退いたのだから、もはや刀を手にしたらどうだろう」と。

そこで悪魔・悪しき者は、ゴードイカ尊者が心の中で考えていることを知り、尊者に近づいた。近づいてから、尊者に次の詩を以て語りかけた、――

〔中略〕貴方の弟子はいま死を望み、死を思うています。それをとどめたまえ。(中略) 教えを喜ぶ貴方の弟子が、まだ心にさとりを得ないで、まだ修め学ぶべきであるのに、どうして死を遂げるということがあってよいでしょうか。世に名高き方よ」と。

そのときゴードイカ尊者は、刀を手にした。(中略)

そこで尊者は、「悪魔・悪しきものがいるのだ」と知って、悪魔・悪しき者に向って詩を以て語りかけた。――  
「思慮ある人々は、実にこのようにするのである。生命を「延ばすことを」期待していない。妄執を根こそぎにえぐり出して、ゴードイカは安らぎに帰したのである」と。(中略)

「尊者いわく、――」「かれは思慮深く、しっかりとしていて、つねに瞑想し、瞑想を楽しんでいた。昼夜、道にしたがって務め、生きることを求めなかった。死魔の軍勢に打ち勝ち、再び迷いの生存にもどることなく、妄執を、根こそぎにえぐり出して、ゴードイカは完全に消え失せた」

ブツダ悪魔との対話 サンユッタ・ニカーヤII 中村元訳

このように、悪魔が釈尊にゴードイカ尊者の自殺を止めるように語りかけたにも関わらず、彼が修行を積み、悟りの境地にある事を述べて、自殺を止めていません。

釈尊の涅槃について書かれた大パリニツバーナ経も確認してみましよう。

アーナンダよ。わたしはいま今日、チャーパーラ靈樹のもとにあつてお前に言った、『アーナンダよ（中略）  
いかなる人であろうとも、四つの不思議な靈力（四神足）を修し、（中略）みごとになしとげた人は、もしも望  
むならば、寿命のある限りこの世に留まるであろうし、あるいはそれよりも長いあいだでも留まることができ  
るであろう』と。

アーナンダよ。修行完成者がこのようにあらわにほめかされ、あらわに明示されたけれども、お前は洞察す  
ることができなくて『尊師はどうか寿命のある限りこの世に留まってくください。（中略）』といつて修行完成者  
（＝ブツダ）に懇請しなかった。アーナンダよ。もしもお前が修行完成者に懇請したならば、修行完成者はお前  
の二度にわたる（懇請の）ことを退けたかもしれないが、しかし三度まで行つたならばそれを承認したのである  
う。

ブツダ最後の旅 中村元訳

このように、釈尊は、寿命を延ばそうと思えば伸ばせたのに（＝延命措置が可能なのに）それを行わず、消極的な  
自殺ともいえる行為を行っていることが記述されています。

つまり、消極的な安楽死（＝尊厳死）を釈尊自らが行つたとも言えるでしょう。

以上より、積極的か消極的かを問わず、仏教では自殺を禁じていないと考えられます。故に、仏教では安楽死や尊  
厳死を禁止してはいないと言えるでしょう。

ただし、自殺を勧めている訳ではない事も強調しておかなければなりません。ヴァツカリ尊者やゴデーカ尊者の  
例では、自殺を肯定したわけではなく、自殺を否定せずに生前の行為を評価するという立場を取られています。

以上を踏まえ、メイナードさんの場合はどう考えればよいのでしょうか。

前述のように、安楽死という行為自体は否定されるべきではないでしょう。ただし、肯定されている訳でもありません。そして、生前の行為や安楽死を選択した動機については、検討すべきであると考えられます。

では、病気になる前のメイナードさんは、どういう方だったのでしょうか。彼女は、活動的な旅行家であり、キリマンジエロにも登ったことがある冒険者でした。発病後も、バケツリスト（死ぬまでにやっておきたい事のリスト）には、「グランドキャニオンに旅行する」などが挙げられ、その最期の項目に至るまで、全てを成し遂げていることは評価されるべきでしょう。

[http://www.huffingtonpost.jp/2014/11/03/britany-maynard-death-with-dignity-advocate-dies-at-29\\_n\\_6091954.html](http://www.huffingtonpost.jp/2014/11/03/britany-maynard-death-with-dignity-advocate-dies-at-29_n_6091954.html)  
また、動画での彼女の発言を確認してみましょう。

「故郷サンフランシスコのベイエリアのホスピスケアで死ぬことを考えました」。メイナードさんはCNNに寄稿した記事でそう述べた。「ですが、苦痛を緩和させる治療であっても、モルヒネが効かない痛みが伴うこともありますし、実際にはさまざまな人格に変化し、言語・認知・運動機能障害に苦しむ可能性があります」。

「薬は何週間も前に処方してもらいました。自殺願望はありません。あれば、ずっと前にその薬を飲んでいました。わたしは死にたくありません」。メイナードはCNNの記事にそう述べている。「ですが、わたしはもうすぐ死にます。だとしたら、自分の思う通りに死にたいのです」。

上に掲載された動画で、メイナードさんは、苦しむ必要がないと分かっていることで得られるかけがえのない安心感を伝えている。苦しむ代わりに、ベッドの中で大好きな音楽を聴きながら、親しい友人や家族に囲まれて立つ選択肢が彼女にはある。

「この美しい地球で過ごす時間が、あとどれほど残されているのか分かりませんが、その時間はできるだけ外に出て、大事な人々に囲まれながら楽しみたいのです。安らかに死を迎えることが、わたしの望みです」

「自分は死にたくて自殺をする人と違う、自分は死にたくない、ガンに殺されるのだ」

以上より、次のような事が解ります。

- ① 病による肉体的、精神的苦痛から逃れる為に安楽死をする。
- ② 自分が自分で無くなる前に死にたい。
- ③ 自分の死は、自分で決定したい。
- ④ 長く生きる事より、生活の質を優先したい。
- ⑤ 已むに已まねず、安楽死を選択した。

①の「病による苦痛」を理由とした安楽死は、ゴードイカ尊者の場合と同じであり、非難されるべきではないでしょう。

②の、自分が自分で無くなるという恐怖は、計り知れないものでしょう。ですが、そもそも「人格」などと言うものは、不変なものなのでしょうか。少なくとも仏教では、「舌」と答えるでしょう。人格の変化は、メイナードさんのような病だけでなく、老いによっても引き起こされます。極論すれば、ただ生きていだけであつても、人格は常に変化しています。であるならば、病により変化した自己もまた、自分なのではないでしょうか。そもそも「我」と言うものは幻想に過ぎないと言うのが仏教の教えでしょう。故に、仏教としての立場から言うならば、病による人格の変化を理由に死ぬのは、錯誤であると言うべきではないでしょうか。

③の、死の自己決定権についても同様、そもそも我がものならざる「我」などと言うものを、思うがままにしよう

考えることは錯誤と言えるかもしれません。

④については、悟りからの退転を恐れて自殺したヴァツカリ尊者とも類似しており、否定されるべきではなかもありません。

⑤について、メイナードさんの場合には、他に苦痛から逃れる方法がなく、已むに已まれぬ選択肢であったのかもありません。しかし、一考の余地はあります。安楽死を望む人の中には、真の願いは、自分の苦しさを孤独な状況への理解、共感、慰めなどであるにもかかわらず、極端な表現として「死にたい、殺してくれ」と言うことがあります。本当に已むに已まねずに選んだ選択肢だったのか、本当の願いは別にあるのではないかと、慎重に判断するべき問題点でしょう。

## 《もし自分がメイナードさんの立場だったら》

彼女のような脳腫瘍による苦痛がいかばかりかは、他人である私には何い知る事は出来ません。

ただ、もし自分が彼女の立場であったならば、釈尊の遷化の有様を参考にしたいと思います。

さて尊者が鍛冶工チュンダの食物を食べられたとき、激しい病が起り、赤い血が迸り出る、死に至らんとする激しい苦痛が生じた。尊者は実に正しく念い、よく気をおちつけて、悩まされることなく、その苦痛を耐え忍んでいた。

ブツダ最後の旅 中村元訳

釈尊ですら、死に至る肉体の苦痛を感じないようにすることはできなかつたことがわかります。しかしながら、正しく念う事で、それに悩まされることなく、耐え忍ぶことが出来ることも示されています。もちろん、出家者でない者にもこのようにすることを強要している訳ではありません。もし私が、仏教の出家者として同じ状況にあったならば、釈尊の如く、過度の延命措置をするわけでもなく、積極的に安楽死をするわけでもなく、苦痛をありのままに受

け止め、落ち着いて耐え忍びたいという個人的な願望です。実際にはとても出来ないでしょうが、いざという時にはそれが出来るようになっていたいです。

## 《仏教の立場で評価する事が僧侶の役目か?》

さて、ここまで仏教の立場に立って、メイナードさんの行為を評価してきたわけですが、果たして、それが我々僧侶のすべきことなのでしょうか。例えばもし、檀信徒が安楽死をしたいと相談してきたとき、一体どうすればいいのでしょうか。

メイナードさんの母親は、バチカンの非難に対し、次のように反論したそうです。

メイナードさんの母、デビー・ジューグラールさんは娘の死を悼んでいる最中に出たこのような批判は「頬を平手打ちされる以上」の衝撃だったとし、メイナードさんの選択は「彼女自身や彼女の病状を知らない、大陸を隔てた見知らぬ者に非難されるべきことではない」とした。

<http://www.sankei.com/world/news/141119/wor1411190030-n1.html>

彼女の母親が言ったように、苦痛を感じている訳でもない他人である私が、仏教の教義を振りかざして彼女の行為を批評することが僧侶のすべきことであるとは思えません。そうではなく、本人、家族、関係者などの心のケアをすることが宗教者、殊に大乘の僧侶の役割なのではないでしょうか。であるならば、これまでしたような議論はさておき、安楽死をしようとする人がどのような事情で、どのような動機を持ち、どうしたいのか、またそれが周囲にどのような影響を及ぼすのかなど、本人と共にしっかりと考えて個々の事情に応じて最善の道を模索していくこと、そして、それがどのような道であっても、本人、家族、関係者などが安心を得られるようにすることが我々のすべきことではないでしょうか。

そしてその方法については既に、昭和六十一年発行の「現代宗教研究 第二〇号」の中で「安楽死問題と日蓮宗教化」という題で古河良皓師により、次のように示唆がなされています。

安楽死と日蓮宗教化を考へることは、日蓮教学にもとづいた死生観の上から、この問題を見つめていくことである。そのことは、「先ず臨終の事を習うて、後に他事を習うべし」という祖意に従うことに他ならない。具体的に言えば、我々日蓮宗教師は安楽死問題をどのように考へるのか、患者とその家族に対して安楽死で問題となる心身の苦痛、とりわけ心の苦痛に対しどのように信仰的なアプローチをしていけるのか、教化の現場において、法華経信仰に導かれた生き方、死に方をどう説いていくかを考へることである。また、安らかな死の受容という上から、臨終正念、靈山往詣の教えなどをどのように語り説いていくか、法華経に説かれる久遠の生命をどう認識させうるのか、こうした点を考へていくことが必要と思われる。

## 《日本で、尊厳死・安楽死を合法化すべきか》

メイナードさんは、安楽死の合法化拡大運動の一環として動画を作成しました。では、日本でも尊厳死・安楽死を合法化すべきなのでしょうか。

まず、日本尊厳死協会が定義する「尊厳死（不治かつ末期の病態になったとき、自分の意思で延命措置を中止し、人間としての尊厳を保ちながら迎える死）」は、海外では自然死として、ごく普通に認められる権利であり、アメリカでもリビングウィルがあれば「患者の人權」として法律で許容されています。日本においても、尊厳死に関する法律はまだありませんが、終末期での延命措置中止を選択する自己決定権は、憲法が保障する基本的人権の一つである幸福追求権（憲法第十三条）に含まれるとの考へが一般的です。憲法を頂点に尊厳死を認める幾つかの司法判断がでており、法的に認められていると考へられます。

問題は、今回のメイナードさんのような、積極的安楽死の場合です。

日本では法で明示的には認めていません。ただし、名古屋安楽死事件、東海大学病院安楽死事件などの判例で、下記の六条件ないし四条件を満たさない場合に違法行為となるとしています。（つまり、これらを満たせば積極的安楽死が許容される）

一九六二年（昭和三十七年）の名古屋高裁の判例では、以下の六つの条件（違法性阻却条件）を満たさない場合は違法行為となると認定している。

- 一．回復の見込みがない病気の終末期で死期の直前である。
  - 二．患者の心身に著しい苦痛・耐えがたい苦痛がある。
  - 三．患者の心身の苦痛からの解放が目的である。
  - 四．患者の意識が明瞭・意思表示能力があり、自発的意思で安楽死を要求している。
  - 五．医師が行う。
  - 六．倫理的にも妥当な方法である。
- 一九九五年（平成七年）の横浜地裁の判例では、下記の四つの条件（違法性阻却条件）を満たさない場合は違法行為となると認定している。
- 一．患者が耐えがたい激しい肉体的苦痛に苦しんでいる。
  - 二．患者の病気は回復の見込みがなく、死期の直前である。
  - 三．患者の肉体的苦痛を除去・緩和するために可能なあらゆる方法で取り組み、その他の代替手段がない。
  - 四．患者が自発的意思表示により、寿命の短縮、今すぐの死を要求している。

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%AF%89%E6%A5%BD%E6%AD%BB>

いずれも、「不治の病苦から逃れることを止めるのは残酷極まりない。」という考えが根底にあるようです。

また、選択肢を残すという意味で、合法化してもいいのではないかとという意見もあります。なぜなら、仮に非合法にしたところで、実行する人は実行してしまうでしょう。そしてその実行手段は、本人にとっても、社会にとっても悲惨な結果をもたらしかねないものとなりかねません。ならば、厳格に適用基準を決めた上で合法化し、人道的に苦痛の少ない死をもたらす方が良いという考えのようです。なお、メイナードさんのように、安楽死が合法化されている国に渡航し、安楽死をした日本人が、既に存在すると言う報道もありました。

その一方で、一度でも自発的安楽死を法的に合法と認めてしまったら、坂を滑り落ちるように適用範囲が広がられるかもしれないので、如何なる条件であっても、自発的安楽死は認められるべきではない、という意見もあります。例えば、メイナードさんの場合、動機の一つとして「自分が、何もできない人間になってしまふから」という理由があるように思えます。もしそうだとしたら、それは「人類と言う共同体に貢献できない存在は、死んでも構わない存在である」という危険な思想を孕んでいます。そして、もし人類共同体に貢献できない者は死ぬべきだという事になったならば、老人、難病者、障害者なども、「死んでも構わない存在」になってしまいかねません。それこそ、「国家の足手纏いとなる無価値の生命」と言う理由で精神病患者などを七万人以上虐殺したナチスドイツのT4作戦の再来となりかねません。

あるいは、ネット上では「自殺をしたいけど自分では怖くてできない。だから安楽死を合法化して欲しい。」などという趣旨の発言も散見されています。

合法化した際の未来のモデルケースとして、二〇〇二年に積極的安楽死を合法化したオランダの現状を確認してみましょう。年々安楽死する人が増えており、二〇〇六年に約一九〇〇人、二〇一二年には約四二〇〇人（年間死者数の三％）までに増えています。また、身体的には全く健康であるのに自殺未遂を繰り返すことを理由に安楽死を認め

たり、認知症患者の安楽死や自己の意思表示が明確でない精神病患者の安楽死を認めたりして、徐々に適応範囲が広がっています。さらには「七〇歳以上の老人には自殺する権利を」という運動まで起きています。

以上のような状況を踏まえると、私個人の意見としては、合法化はせざるを得ないと思いますが、今は時期尚早であり、そして合法化するならば、積極的な安楽死を出来る限り回避させるようなシステムも一緒に構築すべきだと考えます。

前項で述べたように、耐えがたい心身の苦痛に悩み、他に手段がなく、本人が望むのならば、積極的安楽死は許容されると思います。また、現実に安楽死を実行する人が現存しており、密室で行われるよりは、合法化することによって透明化する方がまだよいと言う意見はもつともです。よって、合法化はせざるを得ないと思います。しかしながら、最初に述べたように、「安楽死」のイメージですら個人個人で異なっているような現状では、適応範囲の拡大による乱用が必ずや起きると考えられ、時期尚早だと思います。また、「安楽死をしたい」と口に出す人の願いを安易に叶えるのではなく、真の願いは別なのでは無いか、安楽死以外の解決法が本当にかないのかを、十分に検討することも重要です。殊に日本のように、家族に介護の負担が重くのしかかる現状では、「家族の負担になりたくないから」という理由で安楽死を口に出す可能性は非常に高いでしょう。そして前項でも述べたように、そのような状況で最善の道を探り、もし積極的安楽死以外の選択肢がない状況になった時には、本人、家族、関係者が、最終的に安心できるような心のケアをするのが我々僧侶の役目ではないでしょうか。

## 《おしる》

今回、メイナードさんの問題に対して、「私たち仏教徒はどう考え、どう対処したらいいのか、また日本でも尊厳

死を合法化すべきなのか」という問題提起をしました。

安楽死や尊厳死について、仏教ではそれらを禁止していないと考えられます。ただし、それを勧めている訳ではありませんし、そこに至る過程は評価しているようです。よって、メイナードさんが安楽死したことについて、それ自体に批判はしませんが、その動機のいくつかに、疑義を呈する余地は有るかと思います。

しかし、安楽死に対して我々僧侶がすべきことは批評ではなく、安楽死をしようとする人と共にしっかりと考えて個々の事情に応じて最善の道を模索し、それがどのような道であっても、本人、家族、関係者などが安心を得られるようにすることが、我々のすべきことだと、私は考えます。

そして、積極的安楽死の合法化はせざるを得ないと思いますが、今は時期尚早であり、そして合法化するならば、積極的な安楽死を出来る限り回避させるようなシステムも一緒に構築すべきだと考えます。

## 《今後の課題》

最初に論点を絞ったように、尊厳死・安楽死の問題には様々な状況が考えられ、本発表では検討できなかった問題の方が多いくらいです。

例えば、メイナードさんの場合は、自分の意志を明示していました。ですが、もし何らかの事情で生前の意思が分からない場合、一体誰がその意志を推測し、決定するのでしょうか。

またメイナードさんは、自分で致死量の鎮痛剤を飲みました。ですが、自分では自殺出来ない状況で、安楽死を望む場合、それを補助や代行する人が必要になります。それは自殺の補助や殺人にはならないのでしょうか。

さらに、今回は家族の同意を得た状態で行われたそうですが、残される家族の意志と、本人の意思が異なる場合はどうすればいいのでしょうか。

あるいは、今回は身体的な苦痛を理由の一つに挙げていますが、生きる意味を喪ったなどの実存的苦痛を理由に安楽死を望む場合はどうすればいいのでしょうか。

いずれも簡単には結論が出ない問題ばかりですが、もし今後機会があれば、これらの問題についても検討を重ねて行きたいと思います。

#### 《参考文献》

- ・ はじめて出会う生命倫理 玉井真理子・大谷いづみ 有斐閣アルマ
- ・ 安楽死のできる国 三井美奈 新潮新書
- ・ 安楽死について―「バチカン声明」はこう考える― 宮川俊行 中央出版社
- ・ 仏教、貧困・自殺に挑む 磯村健太郎 岩波書店
- ・ 世界の名著 バラモン経典原始仏典 中央公論社
- ・ 阿含経を読む 三枝充憲 青土社
- ・ 悪魔との対話 サンユッタ・ニカーヤII 中村元 岩波文庫
- ・ 月刊住職 二〇一五年一月号 興山社
- ・ 現代宗教研究 第二〇号